

「モデル事業所における減塩実践チャレンジ業務」業務委託 公募型プロポーザル募集要領

1 目的

東日本大震災以降、福島県民（以下「県民」という。）の健康指標は大きく悪化し、現在もメタボ該当者の割合は全国ワースト4位、急性心筋梗塞死亡率は男性が全国ワースト7位、女性が全国ワースト9位など、リスク要因となる高塩分摂取の改善が喫緊の課題である。

特に、働き盛り世代の生活習慣病発症予防のための食行動改善が重要であることから、減塩の必要性に関する理解を深め、適正体重や減塩の理解向上や食行動の変容につなげることを目的とする。

2 業務概要及び仕様

（1）委託業務名

モデル事業所における減塩実践チャレンジ業務

（2）委託料の上限

6,959千円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

（3）業務内容

別紙委託仕様書のとおり

（4）委託契約期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

3 主なスケジュール

項 目	日 程
公募開始	令和7年 9月17日（水）
質問書の提出期限	令和7年 9月24日（水） 17時まで
質問に対する回答の公表	令和7年 9月26日（金） 17時まで
参加表明書の提出期限	令和7年10月 2日（木） 17時まで
企画提案書の提出期限	令和7年10月 9日（木） 17時まで
プレゼンテーションによる審査会	令和7年10月15日（水） 予定
審査結果の通知	令和7年10月16日（木）以降
契約締結	令和7年11月

4 参加資格に関する事項

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる条件を全て満たしているものとします。

- （1）本公告に示した業務に技術上類似する業務を実施した実績があり、かつ、確実に履行できる者であること。
- （2）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- （3）会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをし

た者若しくはなされた者（同法第41条第1項に規定する更生手続き開始の決定を受けた者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続き開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第33条第1項に規定する再生手続き開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

（4）破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続き開始の申立てがなされている者でないこと。

（5）募集要領を公示した日から契約締結の日までの期間において、県における入札参加資格制限措置要綱の規定に基づく入札参加制限中の者でないこと。

（6）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げる者でないこと。

ア 役員等（提出者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、提出者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。

（7）宗教活動や政治活動を主たる目的としていないこと。

（8）県税を滞納している者でないこと。

（9）消費税または地方消費税を滞納している者でないこと。

（10）本業務を実施するにあたり、契約開始日より円滑に業務運営を行うために必要な執行体制を整えることができること。

5 実施要領等の入手方法

実施要領及び参加表明書等の様式については、福島県保健福祉部健康づくり推進課（以下「健康づくり推進課」という。）のホームページからダウンロードして入手してください。

なお、健康づくり推進課の窓口又は郵送等での配付は行いません。

6 質問書の提出

（1）提出書類

質問書（第1号様式）

（2）提出期限

令和7年9月24日（水）17時まで（必着）

（3）提出方法

電子メールより提出してください。

また、件名は「モデル事業所における減塩実践チャレンジ業務に関する質問」とし、電子メールの送信後に、その旨を電話にてお知らせください。なお、電話による質問の受付は行いません。

(4) 回答方法

質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、健康づくり推進課のホームページにて公表します。

なお、個別の回答は行いません。

(5) 回答日時

令和7年9月26日（金）17時まで

7 参加表明書の提出

本プロポーザルに参加する意思がある者は、参加表明書（第2号様式）を提出期限までに「12 問合せ及び各種書類の提出先」まで提出してください。なお、この提出がない者の企画提案は受け付けません。

(1) 提出書類

ア 参加表明書（第2号様式）

イ 団体等概要（第3号様式）と直近2事業年度の決算書又は事業報告書（収支状況が分かるもの）

ウ 定款又は寄付行為の写し（法人格を有しない場合は、団体規約の写し等運営規約に相当するもの）

エ 法人登記簿の写し（申請受付日の3ヶ月以内のもの）

※法人格を有しない場合は、名称、所在地、資産の総額、代表者の氏名及び住所を記載した書類）

(2) 提出部数

1部

(3) 提出期限

令和7年10月2日（木）17時まで（必着）

(4) 提出方法

持参又は郵送してください。

(5) 参加資格審査

参加表明者の参加資格要件の適否を確認後、速やかにその結果を通知いたします。

8 企画提案書等の提出

参加資格要件が適当と認められた者は、企画提案書等を提出期限までに「12 問合せ及び各種書類の提出先」まで提出してください。

(1) 提出書類

ア 企画提案書及び工程表

委託仕様書の委託業務内容に記載している各業務が円滑かつ着実に遂行できる具体的な提案をしていただくとともに、各業務の実施方法について具体的に提案してください。（様式任意。ただし、日本工業規格A4版とする。）

イ 事業経費積算書（様式任意。ただし、日本工業規格A4版、消費税額は10%とす

る。)

ウ 業務実施体制書（第4号様式）

オ 暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書（第5号様式）

(2) 提出部数

ア～ウ：6部（正本1部、副本5部）、オ：1部（正本1部）

(3) 提出期限

令和7年10月9日（木）17時まで（必着）

(4) 提出方法

持参又は郵送してください。アについてはPDFデータでも提出してください。

9 企画提案書等の提出に際しての留意事項

(1) 失格または無効

ア 提出者が上記4に定める参加資格を満たしていない場合

イ 同一者が2つ以上の提案書を提出した場合

ウ 提案書の提出方法、提出先又は提出期限に適合しない場合（提案書に参加資格等の確認のための書類が添付されていない場合を含む。）

なお、提出期限の日までに提案書が到着しないことを理由に提案書を無効とした場合、一般書留または簡易書留による配達記録の有さない者からの異議は受け付けません。（特定記録郵便は、受領印の押印または署名を行わずに、受取人の郵便箱に配達するものであり、配達記録の有しませんので御注意ください。）

エ 提出書類に虚偽の内容が記載されている場合

オ 見積書の金額が2(2)の上限額を超過している場合

カ プロポーザル審査委員会の委員又は関係者に企画提案書に対する援助を直接的又は間接的に求めた者が提出した場合

キ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合

ク 提案書等の提出から当該業務の契約締結日までの期間内に、提案者（役員）が刑法に定める容疑により逮捕または起訴された場合

ケ 下記10(2)審査会（プレゼンテーション）当日に出席しなかった場合。ただし、交通事故や自然災害等の不測の事態が発生し、プレゼンテーション開始時刻に到着できなかった場合を除く。

コ その他本募集要領または福島県があらかじめ指示した事項に対する重大な違反が認められる場合

(2) 辞退

参加表明書の提出後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出してください。

(3) 費用負担

プロポーザルに要する経費等は、すべて提案者の負担とします。

(4) その他

ア 参加者は、参加表明書の提出をもって、本実施要領の記載内容を承諾したものとみなします。

イ 提案の実現可能性を検討するため、必要に応じて提案者に対し、任意で追加資料

の提出を求めることがあります。

ウ 提出された企画提案書等は返却しません。

エ 提出された企画提案書等は、福島県情報公開条例（平成１２年福島県条例第５号）に基づく情報公開請求の対象となります。

オ 事業実施にあたっては、採用した企画提案内容を一部変更する場合があります。

１０ プロポーザルの審査に関する事項

（１）審査方法

審査委員会による審査会において、企画提案書等のプレゼンテーション・ヒアリングを実施します。審査委員の合計得点が満点の６割以上に達し、最も高い者を業務受託予定者（単独随意契約の予定者）に選定します。なお、最高得点の者が複数いる場合は、審査委員会が協議の上、委託候補者を決定します。

（２）審査会

ア 開催日時

令和７年１０月１５日（水）（予定）

イ 所要時間

プレゼンテーションの持ち時間は、１社２０分とします。

プレゼンテーション１０分経過と１５分経過後にそれぞれベルを鳴らしますので、進行の参考としてください。また、２０分経過後に終了のベルを鳴らしますので、速やかにプレゼンテーションを終了してください。その後、１０分程度の質疑応答を行います。

ウ その他

- ・正式な開催日時及び場所は、別途通知します。
- ・追加資料の配付・使用は認めません。

（３）審査基準及び配点

審査項目		評価の視点	配点
業務理解			
(10 点)	現状・業務理解	県民の健康づくりに関する現状と課題を的確に把握しているか。また、健康づくりの実践・定着につなげる視点が企画に反映されているか。	10 点
業務遂行			
能力 (30 点)	業務体制	配置された人員は十分か。また、適切な資格・技能・経験を持った人員が配置されているか。	10 点
	スケジュール	委託業務の完了まで無理のない業務実施工程となっているか。	10 点
	業務実績	業務実績から、本業務を適切かつ効率的に実行できる能力を有していると判断されるか。	10 点
企画提案			
内容 (60 点)	ターゲット設定	ターゲット設定が明確であり、その特性に応じた企画提案となっているか。	5 点

	訴求力	県民の積極的な参加を促す訴求力のあるテーマ・内容となっているか。	10 点
	イベント内容	県民の健康意識の向上につながる、参加型・体験型の内容となっているか。	10 点
	独創性	福島県ならではの要素を取り入れた独創的かつ活用可能な企画が盛り込まれているか。	10 点
	継続性	プログラム終了後も県民が健康づくりを実践し、定着につながる工夫が盛り込まれているか。	10 点
	関係者の参画	地元企業や関係団体等の積極的な参画を促す工夫がされているか。	10 点
	事業費の妥当性	事業費（見積書）の積算は適切か。	5 点

(4) 結果通知

プレゼンテーションの結果は、企画提案の採用、不採用にかかわらず、書面により後日通知します。

1 1 契約の締結等

(1) 仕様書等の協議

業務受託予定者と県が協議し、委託契約に係る仕様を確定したうえで契約を締結します。なお、仕様書の内容は業務受託予定者が提案した内容を基本としますが、内容を一部変更する場合があります。

(2) 契約金額の決定

協議結果に基づき仕様書を作成し、これに基づき改めて見積書を徴取し決定します。

(3) その他

業務受託予定者と県との間で行う協議が整わない場合、または業務受託予定者が契約を辞退した場合は、審査結果において総合評価が次点であった参加者と協議します。

1 2 問合せ及び各種書類の提出先

〒960-8670

福島県福島市杉妻町2番16号（西庁舎7階）

福島県保健福祉部健康づくり推進課（担当：佐藤三佳）

電話 024-521-7236 F A X 024-521-2191

メール kenko-zukuri@pref.fukushima.lg.jp